

奈良市省エネ診断支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者による温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内に事業所を有する中小企業等が省エネルギー診断（以下「省エネ診断」という。）を受診するに当たって要する経費に対して、予算の範囲内で、奈良市省エネ診断支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。
- (2) 事業所 工場、店舗又は事務所その他現に事業の用に供する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 市内に事業所を有する中小企業等
 - イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社に該当しない者で、市内に事業所を有する社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人等の事業者
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 申請を行おうとする年度において、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は、市内に所在する事業所において、別表第1の右欄に掲げる実施団体の区分に応じ、それぞれ当該左欄に定める省エネ診断を受診した事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市省エネ診断支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ診断の受診費用の支払を証する書類
- (2) 診断結果報告書の写し
- (3) 省エネ診断を受診した事業所を市内に有していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定し、確定したときは、奈良市省エネ診断支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による決定及び確定について、交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、速やかに奈良市省エネ診断支援補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けて、補助金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第6条の規定による申請及び実績報告を取り下げる場合は、速やかに奈良市省エ

ネ診断支援補助金申請取下届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、第7条第1項の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による決定及び確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により第7条第1項の規定による決定及び確定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

（関係書類の保管）

第11条 第8条第2項の規定による補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、省エネ診断の受診に係る関係書類を補助金の交付を受けた日から5年間保管しなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、申請者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業者に対し、事業効果又は省エネルギー化の取組状況等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月7日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第4条関係）

省エネ診断	実施団体
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター
ステップアップ診断	一般財団法人 省エネルギーセンター
ウォークスルー診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
IT診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
伴走支援	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

別表第2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
省エネ診断の受診に係る費用（ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の全額（ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、2万円を上限とする。